

平成26年7月17日

株 主 各 位

株式会社マクロミル
代表執行役社長 杉本哲哉

端数株式処分代金のお支払いのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年3月27日開催の当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会により決議された全部取得条項に係る定款一部変更並びに全部取得条項付普通株式の取得の効力が平成26年5月1日をもって発生し、これにより、株主様（当社を除きます。以下「株主様」といいます。）には、旧普通株式1株（全部取得条項付普通株式1株）の取得と引換えにA種種類株式が4,000,000分の1株の割合をもって交付されることとなり、この結果、株主の皆様には1株未満の端数が割り当てられました。

株主様に割り当てられた1株未満の端数につきましては、この度、東京地方裁判所により、その合計数（但し、合計数に1に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。）に相当する株式を任意売却することの許可が得られ、その売却によって得られた金銭を株主様にお支払いすることになりました。

お支払いする金額及びお支払い方法につきまして、下記のとおりご案内いたします。

なお、端数株式処分代金のお支払いに関して、株主様に課税が生じる可能性がございますが、課税に関するお問い合わせは所轄の税務署又は税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. お支払いする金額

旧普通株式1株当たり金786円（旧普通株式に係る公開買付価格と同額）となりました。株主様へのお支払い金額につきましては、同封の「端数株式処分代金計算書」に記載のとおりであります。

2. 端数株式処分代金のお支払方法

- ① 配当金の口座振込のご指定がない株主様におかれましては、同封の「端数株式処分代金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお受け取りいただくこととなります。なお、払渡しの期間は平成26年7月18日（金）から平成26年8月18日（月）まででございますので、お早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。
- ② 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」にされている株主様におかれましては、端数株式処分代金をお振込みすることができませんので、①と同様に同封の「端数株式処分代金領収証」により、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」以外の配当金口座振込にされている株主様におかれましては、当該口座に平成26年7月18日（金）に端数株式処分代金をお振込みいたします。
- ④ ①にかかわらず、口座振込のご指定がなく、お支払い金額が50,000円以上となる法人の株主様におかれましては、貯金事務センターより追って郵送されますゆうちょ銀行の「通常現金払（払出証書）」により、最寄のゆうちょ銀行・郵便局のお取り扱い窓口にてお受け取り願います。なお、お手許に「通常現金払（払出証書）」が届くまで多少日数を要しますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）

以 上